# 第107号議案

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正 について

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年長岡京市 条例第4号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年12月21日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

## (提案理由)

国の人事院勧告及び長岡京市職員給与に関する条例(昭和26年長岡京市条例第11号)の一部改正に準じて、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第1条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年長岡京市条例 第4号)の一部を次のように改正する。

#### 改正後

第3条 教育長には、前条の給料の外、長 岡京市職員給与に関する条例(昭和26 年長岡京市条例第11号) に定める諸手 当(通勤手当、期末手当及び地域手当を いう。)をその支給条件に応じて支給す る。ただし、期末手当の額は、給料の月 額、地域手当の月額並びに給料の月額及 びこれに対する地域手当の月額の合計額 に100分の15を乗じて得た額の合計 額に、6月に支給する場合には100分 <u>の162.5、1</u>2月に支給する場合に は100分の167.5を乗じて得た額 に、基準日以前6か月以内の期間におけ る同条例第15条の4第2項各号に掲げ る在職期間の区分に応じて、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。

#### 改正前

第2条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

#### 改正後

第3条 教育長には、前条の給料の外、長岡京市職員給与に関する条例(昭和26年長岡京市条例第11号)に定める諸手当(通勤手当、期末手当及び地域支給の支給条件に応じて大力をである。ただし、期末手当の目額がは、治の方の方がは、地域手当の月額がは、治の方がはがある。とがよりの方がでは、一十分の15を乗じて得た額に、基準日の方が月以内の相には、基準日の方が月以内の相には、基準日の方が月以内の相には、基準日の方が月以内の相には、基準日の方が月以内の相には、基準日の方が月にある。当時では、当該各号に、当该各号に、当该各号に、当该各号に、当该各号に、当该各号に、当该各号に、当该各号に、当该各号に、当该各号に、首は、前条の名号に、前条の名号に、前条の公司、第一条公司、第一条公司,以为公司,第一条公司,为公司,为

#### 改正前

第3条 教育長には、前条の給料の外、長岡京市職員給与に関する条例(昭和26年長岡京市条例第11号)に定める諸手当(通勤手当、期末手当及び地域手当及び地域支充の支給条件に応じておいう。)をその支給条件に応じる。ただし、期末手当の額は、給料の有額がでは、結果の月額がでは、100分の15を乗じて得た額に、6月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額に、400分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における同条例第15条の4第2項各号に掲げ

改正後	改正前
	る在職期間の区分に応じて、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。

### 附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。 (期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、 改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。